

教育委員会

教育公安委員会

【所管関係資料】

9月8日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
高校教育課	「スポーツ環境及び高校入試制度の在り方検証委員会」の提言を踏まえた 第1回庁内検討会議の概要	3
全国高等学校 総合文化祭推進室	第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）について	4
生涯学習課	指定管理者制度導入施設の次期指定管理更新等について	9

「スポーツ環境及び高校入試制度の在り方検証委員会」の提言を踏まえた 第1回庁内検討会議の概要

高校教育課

1. 開催日

令和8年8月20日（木）

2. 出席者

教育長、教育次長、総務課長、義務教育課長、保健体育課長、スポーツ振興課長、高校教育課長、
他各課関係職員 計17名

3. 協議概要

- ・ 検討事項の優先順位の整理・確認、ワーキンググループの構成員及び役割分担、今後のスケジュール等について協議した。
- ・ 具体策の検討については、各ワーキンググループ（「高校入試制度の在り方」「生徒募集の在り方」「スポーツ環境の整備・充実」）で実施し、その進捗管理は庁内検討会議で行うこととした。

《参考》

今後のスケジュール（予定）

第2回 令和8年10月7日（水）

- ・ 各ワーキンググループからの検討状況の報告
- ・ 第3回会議に向けた論点の精査

第3回 令和8年11月上旬

第4回 令和8年12月上旬

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）について

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室

1. 開会行事概要

（1）総合開会式

- ・日 時：令和8年7月26日 13：20～17：00
- ・会 場：あきた芸術劇場ミルハス
- ・プログラム：プロローグ、第1部式典、第2部交歓会、
第3部開催地発表、エピローグ
- ・出演生徒数：267人
- ・観覧者数：1,221人

（2）パレード

- ・日 時：令和8年7月26日 17：15～18：30
- ・会 場：広小路
- ・プログラム：オープニングアクト、出発式、パレード
- ・出演生徒数：1,300人
- ・観覧者数：6,000人

2. 各部門大会（令和8年7月26日から8月1日まで県内8市で開催）

（1）規定部門（19部門）

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学

（2）協賛部門（3部門）

茶華道、情報、特別支援学校

【各部門参加者数等（速報値）】

部門等	大会参加生徒数	大会出演・作品数	観覧者数
総合開会式	267	—	1,221
パレード	1,300	—	6,000
開 会 行 事 計	1,567	0	7,221
演劇	250	12	1,500
合唱	1,400	42	930
吹奏楽	2,403	43	3,153
器楽・管弦楽	1,730	47	1,900
日本音楽	595	43	1,611
吟詠剣詩舞	184	20	400
郷土芸能	1,200	57	2,400
マーチングバンド・ バトントワリング	1,289	39	2,300
美術・工芸	396	392	4,924
書道	299	299	3,800
写真	774	306	6,324
放送	753	426	255
囲碁	240	—	112
将棋	455	—	400
弁論	75	—	200
小倉百人一首かるた	377	377	452
新聞	307	133	100
文芸	192	195	683
自然科学	409	215	200
茶華道	126	4	480
情報	98	23	404
特別支援学校	370	91	675
各 部 門 計	13,922	2,764	33,203
合 計	15,489	2,764	40,424

【 総 合 開 会 式 （あきた芸術劇場ミルハス） 】



代表生徒入場



全国高文連旗の引継ぎ



知事あいさつ



開催地発表フィナーレ

【 パ レ ー ド （ 広 小 路 ） 】



あきた総立2026生徒実行委員会



秋田県合同マーチングバンド



秋田令和高等学校



秋篠宮皇嗣同妃両殿下パレード御覧

【 各 部 門 大 会 の 様 子 】



合唱部門



マーチングバンド・バトントワリング部門



美術・工芸部門



小倉百人一首かるた部門

【 各 部 門 大 会 の 様 子 】



新聞部門



茶華道部門



茶華道部門



特別支援学校部門

指定管理者制度導入施設の次期指定管理更新等について

生涯学習課

今年度末で指定期間が満了する２施設の更新のため、１２月議会において、指定管理料に係る債務負担行為限度額の設定及び使用料引き上げに係る条例改正に関する議案を提出する予定である。

１．次期指定管理更新を行う施設の概要

施設名		秋田県自然体験活動センター（八峰町）	秋田県立美術館（秋田市）
現指定 管理	料 金 制	利用料金併用制	指定管理料制
	指定管理者	八峰町	（公財）平野政吉美術財団
	指 定 期 間	令和４年４月１日～令和９年３月３１日	令和７年４月１日～令和９年３月３１日

※非公募により現指定管理者を指名し、選定手続きを進める予定。

２．条例改正の方針案

人件費や物価の高騰を踏まえ、使用料の額を引き上げることとする。

なお、引き上げの額については、消費者物価指数や施設の運営経費の上昇率等を勘案するとともに、教育的機会の確保に向け、子どもや学生の料金負担等に配慮する予定である。

３．スケジュール（予定）

令和８年１２月議会	債務負担行為限度額の設定、条例改正に係る議案を提出
令和９年 １月	指定管理者（候補者）選定委員会の開催
２月議会	指定管理者の指定に係る議案、当初予算案を提出
～３月	指定管理者と協定締結
４月	指定管理業務の開始

<参考>

現行条例で定める使用料（例）

条例名	区分		使用料の額
秋田県 自然体験活動 センター条例	研修室（1室1時間につき）		530円
	多目的ホール（1時間につき）		1,060円
	宿泊室 （1人1泊につき）	小学校児童及び中学校生徒	1,910円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	2,430円
秋田県立 美術館条例	美術展示室 （1人につき）	一般	4,020円
		一般	310円
	美術ホール（1日につき）		210円
			16,760円

※秋田県自然体験活動センターは利用料金併用制を採用しており、実際の料金設定は、条例で定める使用料の額を基準として指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとしている。

東北地方の主要な美術館の一般入館料（使用料）

秋田県立美術館	青森県立美術館	岩手県立美術館	宮城県美術館	山形美術館	福島県立美術館
310円	700円	490円	350円	800円	360円

※秋田県立美術館を除いた平均値は540円、中央値は490円。